

事業を継続するための給付金・支援金(早見表)

北浜南法律事務所
令和2年4月30日

管轄		国(経産省)	大阪府	兵庫県
名称		持続化給付金	休業要請支援金	休業要請事業者 経営継続支援金
上限金額	法人	200万円	100万円	100万円
	個人事業主	100万円	50万円	50万円
返済		不要	不要	不要
お金の使い道		自由	自由	自由
申請できる事業主	事業主の所在	全国	本店が大阪府内	事業所が兵庫県内
	休業要請に基づく休業(短縮)の要否	×	○	○
	売上の減少率(比較する月)	50%以上減 (1月以降の任意の月)	50%以上減 (4月)	50%以上減 (4月または5月)
新規事業者	申請の可否	○	○	○
	開業時期	R1.12.31以前	R2.3.31以前	R2.3.2以前
申請期間		未定～R3.1.15	4/27/～5/31	4/28～6/30
必要書類	申請書	○ (押印不要)	○ (押印必要)	○ (押印不要)
	誓約書	○ (押印不要)	○ (押印必要)	○ (押印不要)
	前事業年度の確定申告書(必要箇所は要確認)	○	○	○
	ホームページ	×	×	○
	営業上の許認可証	×	○ (有るもの全て)	○ (事業内容が分かるものであれば1部でよい)
	写真	×	○ (外観,看板,内観の3部)	○ (外観,内観の合計2部)
	賃貸借契約書	×	○	×
	休業(短縮)の案内チラシ, HPやSNSの画像	×	×	○
	昨年の売上資料	×	○	○
	今年の売上資料	○	○	○
	通帳の写し	○	○	○
	本人確認証	×	○	○
	その他	ご確認下さい	ご確認下さい	ご確認下さい
	提出方法	郵送	×	○ (申請のみ)
Web		○	○ (受付登録のみ)	×
持参		×	×	×
問い合わせ窓口	電話番号	0570-783183	06-6210-9525	078-361-2281
	時間	9時～19時(毎日)	9時～19時(毎日)	9時～17時(毎日)

※ 上記の表は、作成日時点の情報を分かり易さの観点から、情報量を限定して作成しているので、申請される方は、必ず、各給付金または支援金についてのホームページをご確認下さい。

※表だけの無断転載禁止